令和８年度　第２回静岡県環境審議会温泉部会

１　開催日時　令和８年 10 月 27 日（火）　午後１時 25 分から２時 15 分まで

２　開催場所　県庁本館４階議会第１委員会室（静岡市葵区追手町９－６）

３　出席者

(1)　委　員　　９人

小沼委員（部会長）、木村委員（副部会長）、金原委員、
佐々木委員、佐藤委員、杉山委員、鈴木委員、手塚委員、
正木委員

(2)　事務局　　９人

佐野生活衛生局長、丸尾衛生課長、渡邉衛生課技監
佐野衛生課長代理兼生活衛生班長、加藤主査、
賀茂保健所担当者、熱海保健所担当者、東部保健所担当者、
御殿場保健所担当者

４　審議結果

温泉の掘削許可申請（第１号、第２号議案）及び動力装置許可申請（第３号から第５号議案）について、異議なく承認された。

5　会議録

【事務局（課長代理)】それでは、定刻よりも少し早いですけれども、委員の皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和８年度第２回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。

初めに本日の会議の出席状況につきまして御報告いたします。本日は委員10 名のうち９名の委員の皆様に御出席をいただいており、審議会条例第６条第２項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

では、議事に先立ちまして、静岡県健康福祉部生活衛生局長の佐野から御挨拶申し上げます。

【局長】　＜挨拶＞

【事務局（課長代理)】局長挨拶にもございましたとおり、８月に委員の改選が行われ、今回の部会から新たに３名の方に委員に御就任いただきましたので、改めて御紹介いたします。

静岡県ホテル旅館組合副会長であります金原貴委員でございます。

【金原委員】よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理)】続きまして、静岡県温泉協会会長で修善寺支部長であります鈴木基文委員でございます。

【鈴木委員】よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理)】ほか、本日欠席されておりますが、東海大学人文学部教授であります斉藤雅樹委員も新たに御就任いただきました。

そのほかの委員の皆様におかれましては、前回から引き続きお願いいたしますので、改めての御紹介は割愛させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に委員の改選に当たり、部会長及び副部会長の選任を行います。審議会条例第５条第３項では、「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める」、また、温泉部会運営規定第３条第１項では、「部会に部会長

及び副部会長を１人置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める」こととしております。

会議の簡素化のため、事務局で選任事務を進行させていただきます。

それではまず、部会長の選任につきまして、どなたか御推薦をお願いいたします。

【木村委員】静岡県議会危機管理くらし・環境委員会委員長でいらっしゃいます小沼委員にお願いしたらいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

【事務局（課長代理）】ただいま木村委員より、小沼委員を部会長にとの御推薦がありましたが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

【事務局（課長代理）】小沼委員、よろしいでしょうか。

【小沼委員】はい、承知いたしました。よろしくお願いします。

【事務局（課長代理）】それでは、小沼委員に部会長をお願いいたします。

続きまして、副部会長の選任につきまして、どなたか御推薦をお願いいたします。

【正木委員】正木です。副部会長ですけれども、静岡大学の教授でいらっしゃる木村委員にお願いしたらどうでしょうか。

（異議なしの声）

【事務局（課長代理）】木村委員、よろしいでしょうか。

【木村委員】はい、よろしくお願いします。

【事務局（課長代理）】それでは、木村委員に副部会長をお願いいたします。

それでは、これから審議をお願いいたしますが、その前に事務局から、静岡県で毎年温泉の実態と経年変化の状況を把握するために実施しております温泉実態調査の結果につきまして、御報告いたします。

【事務局（主査）】はい、事務局から地域ごとの温泉の状況につきまして、御説明いたします。お手元の次第資料 25 ページ、資料７－１と明記されたグラフ

の資料を御覧ください。こちらの資料につきましては、県が毎年２月１日を基準日として行っている温泉実態調査の平成10年から令和８年２月までのデータを取りまとめたものでございます。

まず、伊豆半島の地域、温泉保護地域や準保護地域が主となる地域についてですが、総揚湯量につきましては平成 22 年から 24 年に一時的に増加しましたが、平成 10 年から減少傾向が続いております。平均揚湯量につきましては、年により多少の変動はございますが、概ね 1 分当たり 103 から 109ℓの間で推移しております。このことから、総揚湯量の減少は、利用源泉数が減少していることが要因と考えられます。平均温度につきましては、58 度程度で安定して推移しております。

次に伊豆半島以外の一般地域と呼ばれている地域についてですが、源泉数が少ないために数値の変動が非常に大きくなっております。平成 20 年までは源泉数の増加により総揚湯量が増加傾向にありましたが、その後は概ね安定して推移しております。令和に入った辺りから令和６年までの変動につきましては、揚湯量の多い源泉によるものであり、当該源泉は、揚湯量が減少したことに伴い、令和６年に動力を交換し、現在は元の揚湯量に回復しております。平均温度につきましては 29 度程度で推移しております。

続きまして、26 ページからは伊豆半島地域それぞれの市町及び各温泉地の状況となります。まず、東伊豆町、河津町、下田市の１市２町の動きですが、概ね安定して推移しております。次に、南伊豆町、松崎町、西伊豆町です。こちらにつきましては、それぞれ自噴する井戸の占める割合が多い地域のため、毎年のばらつきが大きくなっておりますが、概ね安定して推移しております。次に、熱海市、伊東市です。こちらは、いずれも安定して推移しております。

ページ変わりまして、27 ページにございます長岡、古奈の各温泉地につきましては、地理的に近くに位置しており、似た推移をしており、平均揚湯量に変動はございますが安定して推移しております。次に、韮山、修善寺、湯ヶ島

です。韮山は、多少変動はございますが、概ね安定して推移しております。修善寺は、平均揚湯量に増加傾向が見られます。湯ヶ島は、自噴の割合が高く、平均揚湯量に増減の波がございますが、概ね安定して推移しております。

最後に、伊豆半島以外の温泉地の状況です。静岡市の梅ヶ島は、自噴する井戸のため年ごとのばらつきが大きくなっておりますが、平均温度は安定しております。寸又峡につきましても自噴する井戸のため揚湯量の変動が大きく、増加傾向が続いております。平均温度は安定して推移しております。浜松市の館山寺につきましては、対象源泉が少なく、対象源泉数の減少に伴う総揚湯量の変動がございます。令和4年からは対象源泉が1つとなり、この1つの源泉について分析しますと、平成21年から揚湯量、温度とも安定した範囲で変動しております。なお、令和6年は調査が実施できなかったため、データが抜けております。

以上、簡単ではございますが、地域ごとの温泉の状況につきまして、グラフをもとに説明させていただきました。今後も温泉資源の保護という観点から、温泉実態調査を通じ、測定を継続してまいります。説明は以上です。

【事務局（課長代理）】事務局からの説明は以上となります。何か御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、議長にお願いいたします。

なお、静岡県環境審議会温泉部会運営規定第4条にございますとおり、温泉法第32条の規定に基づき静岡県知事から静岡県環境審議会会長へ諮問された事項について審議を行います本会議は、非公開となります。運営規定第6条に基づき作成いたしました議事録につきましては、揚湯量、温度等を除き公開いたしますので御承知おき願います。

それでは小沼議長、よろしくお願いいたします。

【小沼議長】はい、それではこれより審議に入ります。初めに、知事から意見を求められております審議案件とは別に、皆様に御審議いただきたいことがご

ざいます。事務局から説明願います。

【事務局（課長）】衛生課長の丸尾でございます。本日はよろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

今、皆様にお配りしておりますお手元の資料で、「令和８年度第２回静岡県環境審議会温泉部会（令和８年度第１回静岡県環境審議会温泉部会第１号議案について）」という資料を御覧ください。

令和８年７月９日木曜日に開催いたしました第１回静岡県環境審議会温泉部会において、委員の皆様には４件の土地の掘削許可と５件の動力装置の許可申請について御審議をいただいたところでございます。

このうち、第１号議案にあります土地の掘削許可申請につきまして、「温泉準保護地域」として御説明し、御審議いただいたところでございますけれども、こちらが事務局の確認不足による誤りであり、正しくは「温泉保護地域」でありましたことが判明いたしました。

本件は、現在使用しております温泉井戸のケーシング管が破損し、修理不能となったため、温泉井戸の替え掘りを行うために土地の掘削許可を希望しているものでございまして、温泉保護地域の基準を満たしている古い温泉井戸の規格の範囲内で新しく温泉井戸を掘るものでございます。

事務局といたしましては、温泉保護地域の基準に照らしましても特段の支障はないことを確認してございますが、改めて、温泉保護地域として本申請につきまして支障がないものかどうか、皆様に御審議いただきたく存じます。

説明は以上となります。

【小沼部会長】はい、ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

特段意見はございませんでしょうか。

本件につきましては、事務局の訂正説明どおり了承することとしてよろしいでしょうか。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。異議はござい

ませんか。

（異議なしの声）

【小沼部会長】はい、ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

【事務局（課長）】はい、ありがとうございました。今後、同様の誤りが生じないよう十分に留意の上、対応してまいります。ありがとうございました。

【小沼部会長】はい、続きまして知事から意見を求められております案件の審議を行います。本日の審議案件は、第１号から第２号議案の温泉法に基づく土地の掘削許可申請が２件、第３号から第５号議案の動力装置許可申請が３件の合計５件でございます。審議は、お手元の議案書の順に進めてまいります。

それではまず、第１号議案の土地の掘削許可申請について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（課長）】はい、第１号議案の土地の掘削につきまして、御説明いたします。お手元の議案書の５ページをお開きください。

申請者は、伊東市富戸の株式会社伊豆シャボテン公園です。申請地は伊東市富戸字笹海岬で、温泉準保護地域です。具体的には議案書７ページにお示ししてございますとおり、伊豆急行線の城ヶ崎海岸駅から南東へ約１km離れたところでございます。

議案書の５ページにお戻りください。掘削地は賃借地で、所有者から温泉掘削に係る承諾を受けてございます。

関係法令の制限につきましては、自然公園法に規定する国立公園施設等の変更について、令和８年８月20日付けで許可を受けてございます。

申請の目的ですが、伊豆海洋公園内にあります既存のプールに温泉水を供給し、通年使用できるようにするほか、建設予定の宿泊施設へ浴用として温泉の供給を行うために土地の掘削を行うものでございます。

掘削の内容につきましては、議案書の８ページを御覧ください。掘削深度は

1,300ｍ、最終口径は 98.4 ㎜となります。

議案書５ページにお戻りください。掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり 200ｍ以内に源泉はございません。

伊東市からの意見につきましては、特にないことを確認しております。また、本件につきましては、一般社団法人伊東温泉協会から、申請のとおりで支障ない旨の副申書の提出を受けております。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、温泉法施行規則第１条の２各号に掲げる基準に適合することを事務局において確認しております。

事務局といたしましては、議案書３ページにございます条件を付して、申請のとおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小沼部会長】ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いいたします。御意見はございますでしょうか。

【杉山委員】はい。意見とかではないのですけれども、土地の使用権のところで、借地ということですが、今まで借地というのはあまりないのですが、何年ぐらいの契約で借りているものなのでしょうか。

【小沼部会長】はい、御答弁願います。

【事務局（熱海保健所）】はい。今回申請されています、伊豆シャボテン公園と土地の所有者との間で５年間の借地契約となっております。

【小沼部会長】そのほかに、御意見ございますでしょうか。

【正木委員】少しよろしいでしょうか。

【小沼部会長】はい、正木委員よろしくお願いします。

【正木委員】伊東はいつも深いのですが、新規ということで、掘削深度は 1,300ｍが最大で条件があったと思います。何度ぐらいの温度で何ℓぐらい望んでいるのですか。また、そのような計画はあるのですか。さらに、200ｍ以上で近くに源泉はありますか。

【事務局（熱海保健所）】私の知っている限りですと、200m以上離れたところに確か源泉が１箇所あったかと思うのですが、大体55度ぐらいの泉温の源泉が１箇所あったと記憶しております。

今回申請されているこちらの伊豆シャボテン公園さんは、特に何度の温度の温泉という希望をされているという話は、この申請段階ではありませんでしたが、今回掘削する場所が海岸地域で、1,300mまで掘削が認められている地域になるのですが、最大の1,300m掘削したいといった御要望がありましたので、それなりの温度とゆう出量の温泉というものを希望されているのではないかと思います。

【正木委員】分かりました。

【小沼議長】そのほかに、皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。

第１号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

【小沼議長】はい、異議もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、第２号議案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（課長）】はい、第２号議案の土地の掘削につきまして、御説明いたします。議案書の11ページをお開きください。

申請者は、駿東郡小山町須走の旭立株式会社です。場所は、駿東郡小山町須走で一般地域となります。具体的には、議案書の13ページにお示ししてございますとおり、JR御殿場線の御殿場駅から北西へ約７kmのところでございます。

議案書 11 ページにお戻りください。掘削地は、自己所有地でございます。

関係法令の制限につきましては、特にございません。

申請の目的ですが、既設及び新たに建設予定の温浴施設へ温泉を提供するため土地の掘削を行うものでございます。

掘削の内容ですが、議案書14ページを御覧ください。掘削深度は1,500m、最終口径は142.9㎜となります。

議案書11ページにお戻りください。掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり200m以内に源泉はございません。

小山町からの意見につきましては、特にないことを確認しております。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局において確認しております。

事務局といたしましては、議案書3ページの条件を付して申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小沼部会長】はい、ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いいたします。御意見はございますか。

【木村委員】1点よろしいですか。

【小沼部会長】はい、木村副部会長。

【木村委員】この地域、私も事前に地質図を見て、地質を確認してきたのですが、第四紀の富士山の溶岩が表層で、やはり深いところを掘ると堆積層に当たるのではないかと思われ、特に、1,500m掘るということで天然ガスが出る可能性があるので、そこだけ十分注意していただきたいと思います。もちろん、この参考事項のところで、可燃性天然ガスの安全対策ということで書いていただいておりますが、特に注意していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局（課長）】ありがとうございます。

【小沼部会長】事務局から何か答弁はありますか。

【事務局（課長）】 十分に注意して対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【小沼議長】そのほかに、皆様から御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議のある場合は挙手にてお知らせください。

第２号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

【小沼部会長】はい、異議もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、動力装置許可申請の審議に移ります。動力装置許可申請につきまして、第３号から第５号議案までの３件について一括して審議をいたします。それでは、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい、動力装置許可申請につきまして、第３号議案から第５号議案まで一括して御説明いたします。

まず、第３号議案につきまして、議案書の 17 ページをお開きください。

申請者は、熱海市伊豆山の株式会社松本温泉社です。申請地は、議案書の 19 ページにお示ししてございますとおり、熱海駅から北へ 1.3km のところで温泉保護地域となります。

17 ページにお戻りください。申請の目的ですが、既存ポンプの故障により修理復旧が不能となったため、動力の種類を水中ポンプへ変更して設置するものでございます。

申請内容でございますが、5.5 kWの水中ポンプを [redacted] mの深さに設置し、毎分 [redacted] ℓを揚湯するものでございます。

申請地の付近の状況でございますが、付近の状況の欄のとおり 200ｍ以内に５本の源泉が所在しており、全員からの同意は得られております。

地元の伊豆山温泉組合からは、全会一致で動力装置の設置許可を認める旨の

副申書が提出されております。事務局といたしましても、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続きまして、4号議案について御説明いたします。議案書の21ページをお開きください。

申請者は、熱海市田原本町の世界メシア教です。申請地は、議案書の23ページにお示ししてございますとおり、JR熱海駅から北西へ1.3kmのところで温泉準保護地域になります。

議案書21ページにお戻りください。申請の目的ですが、休止していた源泉に動力を設置し直し使用を再開するものでございます。

申請内容ですが、11 kWのエアリフトポンプのエア管を[redacted]mの深さに設置し、前許可量と同様の毎分[redacted]ℓを揚湯するものでございます。

申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり200m以内に1箇所の利用源泉が存在しており、本件について同意を得られてございます。

地元の熱海温泉組合からは、支障ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続きまして、第5号議案について御説明いたします。議案書は25ページになりますので、25ページをお開きください。

申請者は、東京都千代田区大手町の株式会社サンケイビルです。申請地は、議案書の27ページにお示ししてございますとおり、伊豆市天城湯ヶ島支所から西北西へ760mのところで、温泉保護地域になります。

議案書25ページにお戻りください。申請の目的ですが、休止していた源泉に動力を設置し直して使用を再開し、申請者の温浴施設に温泉を供給するものでございます。

申請内容ですが、議案書28ページを御覧ください。1.5 kWの水中ポンプを地表下[redacted]mの深さに設置し、毎分[redacted]ℓを揚湯するというものでございます。

申請地付近の状況でございますが、付近の状況の欄のとおり200m以内には

源泉はございません。

地元の静岡県温泉協会修善寺支部天城分会からは、申請を承諾する旨の承諾書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小沼部会長】はい、ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

【木村委員】よろしいでしょうか。

【小沼部会長】はい、木村副部会長。

【木村委員】ちょっと気になるのが、３号議案のところですが、17 ページを見ていただくと、源泉の状況というのが真ん中にありますが、この一番右下のところに許可量[redacted]ℓ／分とありますが、先ほど、５年間の平均のところで、[redacted]ぐらいのお湯が出ていて、具体的な数字のメモは忘れましたが、この許可量を超えているように思えるのですが、それは問題ないかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

【小沼部会長】では、事務局の御答弁をお願いします。

【事務局（主査）】御指摘のとおり、前回の許可量から今回の申請に当たって、希望している許可量が増加しているという形になっておりますが、そもそも温泉法上、動力装置の許可が必要な場合と言いますのが、揚湯量を増やそうとする場合になってきますので、元々の法律の趣旨を考えると特に問題はないものと考えております。一方で、従前の許可量より増えてしまうというところで、周りの源泉に影響がないかということは、十分に注視する必要があると考えておりますので、先ほどお話ししました年１回の温泉実態調査等の機会を踏まえながら、周りの源泉に影響がないかというところは十分に注視してまいりたいと考えております。

【木村副部会長】もう１つお伺いしたいのですが、この３号議案に関しては揚湯

試験のデータがありませんが、これはいかがでしょうか。申請内容が [redacted] ℓと書いてありますが、この値はどこから出てくるのですか。

【正木委員】許可量があってないようなもので、必要な量を揚湯しているということで、地域の事情に合っていれば良いのですが、少し不可解なところもあります。

【杉山委員】揚湯試験は行っていないのですか。

【事務局（熱海保健所）】まだ、行っていないです。

【木村委員】行わずに許可してしまって、そこは大丈夫ですか。

【事務局（熱海保健所）】この源泉の許可量に関しては、過去５年間の平均値ということで納得していただいております。ここは、今回、水中ポンプを設置する予定ですので、設置後に揚湯試験を行い、許可量を上回ってしまう場合にはバルブを封印し、揚湯量の調整を行いたいと思います。

【木村委員】その辺は行政指導をするわけですね。

【事務局（熱海保健所）】はい、そうです。

【木村委員】はい、分かりました。

【小沼部会長】ほかにございますでしょうか。

【正木委員】１点だけ、よろしいですか。

【小沼部会長】はい、正木委員。

【正木委員】４号と５号議案ですが、所有者が元の人なのかということと、何年ぶりに復活したか、休止していた年数は分かりますか。分かる範囲内で構いません。

【小沼部会長】では、御答弁願います。

【事務局（熱海保健所）】４号議案につきましては、令和６年２月に休止状態になっておりますので、２年間です。

【正木委員】２年間。

【事務局（東部保健所修善寺支所）】５号議案に関しましては、所有者が今回の

申請に当たって変更になっております。源泉の休止した時期ですが、平成５年の２月が最後ですので、約30年止まっていた源泉になります。

【正木委員】停止していた間、いずれも使用目的がなかったということですか。今回、理由が発生したので復活させようということですね。ありがとうございます。

【杉山委員】はい、意見じゃないのですが。

【小沼部会長】はい、杉山委員。

【杉山委員】３号議案なのですが、熱海で水中ポンプは結構珍しいと思うのですが、ほかの付近の状況もみんなエアリフトポンプで、４号議案の方もエアリフトポンプなのですが、これは珍しいのですか。

【事務局（熱海保健所）】珍しいですね。やはり、温度が熱海は高いですから、水中ポンプを導入するところは珍しいと思いますが、今回の申請に当たりましては、エアリフトポンプの部品がもう手に入らないということで、今後、またエアリフトを導入しても、故障した時とかに中々大変ということで、いっそ水中ポンプに切り替え安定した揚湯をしたいという申請者の意向があったことを認識しております。

【杉山委員】分かりました。ありがとうございます。

【小沼議長】ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。

事務局から説明のありました第３号から第５号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

【小沼部会長】はい、異議もございませんので、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして諮問事項の審議はすべて終了いたしました。御

協力ありがとうございました。

県におきましては、本日、各委員から出された御意見、副部会長からも御意見がございましたので、今後の温泉行政に反映していただきますようお願いいたします。以降の進行につきましては、事務局にお返しいたします。

【事務局（課長代理）】ありがとうございました。本日、各委員の皆様からいただいた御意見につきましては、本県の温泉保護行政に反映させてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和８年度第２回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。